

令和2年
5月号

地域おこし協力隊新聞



全村博物館構想担当

中田大慈

過ぎ行く日常に狂いが生じ、イベントが中止になり、撮影の予定が消え、それでもきれいに花は咲き、撮影に行くこと・発信することを続けながらも葛藤する日々。

そんな中で行われた「へ村指定民俗文化財」である木槌薬師お里帰りの祭礼。もちろん規模が縮小され、上中関・中関・駒場の正・副自治会長さんがマスクをして、今年で230回目、しかも途切れることなく行われてきた祭礼の通常の形を知らぬま



木槌薬師お里帰りの様子

ま異様な光景を記録する。貴重な記録になることを理解しながらも複雑な気持ちになった。

早くこの事態が収束し、また皆様と楽しくイベントが出来るようになるとともに、掲載・発信する写真が少しでも心にゆとりを持つ時間になればいいと思います。



浪合地区担当

伊藤志野

みなさま、こんにちは。なかなか外出もできない厳しい時期ですが体調はいかがでしょうか。こちらが発行された時には少しでも収束の兆しがあるとよいなと思いつつこの記事を書いていきます。

さて、こんな時期ですが鳥獣害の対策はいよいよ本番です。暖かくなり野生動物の活動も活発になっています。浪合地区では地域の皆さんと鳥獣害被



まだあたたかく出来立てほやほやでした。



窯の中にきれいに並べていくのも大変！

害の情報共有できればと思い、先月から鳥獣害対策通信という新聞の発行を始めました。サルの生態やご家庭でもできるちょっとした対策などを掲載させていただき、少しでもお役立ていただけたらと思っています。今後は実際に個人でも作れる防護柵が本当に有効なのかなどを実験しよう準備を進めており、その結果をお知らせする予定です。

また、少し前のことですが炭焼きのお手伝いをさせていただく機会をいただきました。私にとっては初めての体験で本当に勉強になることばかりでした。窯の中に入れる木の並べ方や、窯の閉じ方、煙が出てからの変化なども色々教えていただき煙が燻製されたような良い香りに変わったのは立ち会わないと味わえない格別なもので、出来上がった炭を手にとったときはしみじみとありがたさをかみしめてしまいました！

これからも地域のみなさんに教えていただきながらコロナに負けず、レベルアップしていけたらと思います。



農業(阿智村産業振興公社)担当

増元大寿

4月から協力隊として活動しています、マスクです。今回は私の作業内容について記させていただきました。

私は、現在産業振興公社にて丸山にあるハウスにて作業しています。ここは、インターネットを用いたデータ管理や温度管理機器等を活用したハウスです。

私の主な作業内容は、収穫、データ管理、作物の手入れ等です。現在のハウスでは、キュウリ、トマトの栽培を行っています。キュウリは4月初旬より収穫が始まっており、現在は初旬と比べ、収穫量も増えています。

インターネットを活用してハウスの状況が数値として可視化されます。

さらに、このハウスでは温度管理システムを導入しています。これは新釜を利用したものでこの熱量を使用して、ハウス内の温度管理を行います。様々なデータが収集可能ですが、これだけでは十分なデータとは言えません。これらのデータを整理して初めて、活用することが可能になります。統計が取れば、今後、ベストプラクティスが選択でき、作業の効率化を図ることも可能です。その結果として、収穫量の増加も見込むことが可能になります。現在はデータを収集している状況で、このデータが生かせるようになるには、多くのデータが必要になります。

世間は、感染症によって様々な制約を受けています。経験したこの状況に不安もたくさんあります。一人ひとりの自粛が求められています。一人ひとりの自粛が求められています。いつまで続くかわからない現状と特効薬が開発できていないことから、自粛することが今できる最大の予防だと思えます。周囲への気遣いのためにまずは自分への配慮が大切になります。それが、結果として周囲への配慮につながります。

交通災害共済に加入しています。

死亡時(最高)

南信地域
町村交通災害共済
事務組合



120万円の見舞金

◇ 町村が運営する交通共済は... ◇

阿智村に住んでいる方は加入しています



自宅を離れている学生の皆様も

ご加入いただける方は、諏訪郡・上伊那郡・下伊那郡にお住まいの皆様や、その扶養親族で自宅を離れている学生の皆様です。

ご加入後区域外に転出されても、共済責任期間中は支払いの対象になります。

事故でケガなどをされたとき

ご加入いただいた方が、国内の道路上で発生した自動車などの交通事故で死亡・ケガ・後遺障害になられたときに、見舞金をお支払いいたします。

対物事故や対人事故の補償はありません。

万が一事故に遭われたら

万が一事故に遭われケガなどをされたら、警察に「人身事故」として届け、その後、役場で手続きをご相談ください。警察への届け出がない場合や「物件事故」での届け出の場合は、見舞金が減額されますので、ご注意ください。

お支払いする見舞金

- ◎ 死亡 120万円(自転車自損事故60万円)
※自転車の自損事故は、死亡のみ支払い対象となります。
- ◎ ケガ 事故の日から1年間にかかった
入院(2日以上)1日目から日額 2,000円
通院(3日以上)1日目から日額 500円
...に基礎見舞金2万円を加えた額
(20万円が限度)

- ◎ 後遺障害 身体障害1・2級及び植物症 40万円
身体障害 3級 30万円

※交通事故証明書や診断書の正本を提出いただくと、付加見舞金をお支払いします。

※自殺や故意による事故・飲酒運転など重過失による事故・作業中の事故・自然災害による事故・道路外の事故などは対象になりません。

※見舞金の請求期限

- ①死亡見舞金及び障害見舞金は、事故の日から起算して13ヶ月
- ②後遺障害見舞金は、事故の日から起算して24ヶ月
- ③付加見舞金は、主見舞金の種別に準じます。

●お問い合わせ 総務課 消防防災係 (内線 273)